

中小企業信用保険法第2条第5項の認定申請の手引き

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です

1. 対象となる中小企業者

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの

	認定要件
第1号認定	取引の相手方である事業者の再生手続申立等
第2号認定	取引の相手方である事業者の事業活動制限等
第3・4号認定	自然災害・事故等の突発的に生じた理由
第5号認定	指定業種に属する事業の売上高等の減少
第6号認定	融資取引のある金融機関の破綻等
第7号認定	融資取引のある金融機関の金融取引の調整
第8号認定	金融機関による整理回収機構（RCC）又は産業再生機構への貸付債権の譲渡

2. 中小企業信用保険法第2条第5項の認定による効果

中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する各種の要件に該当し、市長の認定を受けた中小企業者に、通常の保証枠に加えて別枠の保証枠が付与されます

※経営安定関連保証と危機関連保証を併用する場合、それぞれに対して別枠保証限度額が付与されます

3. 小山市に認定申請ができる中小企業者

法人	本店登記地、または事業実態のある事業所の所在地が小山市内にあること
個人	事業実態のある事業所の所在地が小山市内にあること

4. 申請の流れ

- ・申請は小山市役所商業観光課にて随時受付しております
受付および問い合わせ時間は、8：30～12：00、13：00～16：30です
※土日祝日・年末年始は除きます
- ・認定書は、書類に不備がない場合、申請日のあった日の翌々営業日の13：00以降にお渡しいたします
- ・認定申請の手続きに関して、金融機関の担当者等による代理申請も可能としております

5. その他

【押印省略について】令和4年4月1日より

- ・ 認定申請書については、以下の場合、押印を省略ができませんこととします
なお、代理申請の場合に必要な委任状については、従来どおり押印が必要となります
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している
（個人の場合）住所、氏名を明記している
- ・ 氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・ 押印がされていても受付いたします

6. お問い合わせ

小山市役所商業観光課商業振興係（TEL 0285-22-9275）